

佐久市地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業所の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号の同意（以下「同意」という。）について必要な事務を定めるものとする。

(対象となる地域密着型サービス)

第2条 この要領の対象となる地域密着型サービスは次の各号のとおりとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 認知症対応型通所介護
- (4) 小規模多機能型居宅介護
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型共同生活介護
- (8) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(依頼書の提出)

第3条 他市町村を保険者とする介護保険の被保険者が、佐久市に所在する指定地域密着型サービス事業所を利用したい場合、当該事業所と契約を締結する前に、他市町村地域密着型サービス利用同意依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）を保険者に提出し佐久市に協議するよう依頼しなければならない。

(他の市町村長が市内の指定地域密着型サービス事業所を指定する場合の同意要件)

第4条 他の市町村から、佐久市に所在する指定地域密着型サービス事業所の指定に関し同意を求められたときは、指定地域密着型サービスの区域外指定の同意依頼書（様式第2号）又は当該市町村が定める様式により受け付けるものとする。

2 他の市町村から市内に所在する指定地域密着型サービス事業所を指定することについて同意を求められたときは、当該施設の利用についてやむを得ないと認められる事情があり、かつ次の各号に該当するときに限り、同意することとする。

- (1) 佐久市被保険者の利用に支障が生じないこと
- (2) 第2条第1号から第6号に規定する事業所においては、他の市町村の利用者の割合が、

当該事業所の定員の概ね2割以内であること

- (3) 第2条第7号から第9号に規定する事業所においては、他の市町村の利用者の割合が、当該事業所の定員の概ね2割以内かつ利用を希望する者の受入後も1名以上の受入が可能であること。

3 前項に規定する当該施設の利用についてやむを得ないと認められる事情とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住所地に同種サービスが存在しない場合
- (2) 住所地の同種サービスにおいて3月以上の期間にわたり定員の空きがない場合
- (3) 住所地の指定地域密着型サービス事業所よりも利用を希望する佐久市の指定地域密着型サービス事業所の方が自宅から近く、かつ、生活圏内にあると認められる場合。ただし、第2条第7号から第9号に規定する事業所を除く
- (4) 家族・親戚等又は後見人による支援を受けるため、当該者が住む地域の事業所を利用する場合
- (5) 虐待からの避難による場合
- (6) その他前各号と同程度の困難性があると認められる場合

(指定の同意等の通知)

第5条 他市町村からの指定依頼の同意又は同意の拒否を行う場合、指定地域密着型サービスの区域外指定の同意に係る回答書(様式第3号)により、当該市町村に通知するものとする。

(市外の地域密着型サービス事業所の指定要件)

第6条 佐久市被保険者が、市外に所在する地域密着型サービス事業所の利用を希望するときは、佐久市被保険者の申請に基づき、利用を希望する当該事業所に受入可能であることを確認した上で、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業所が所在する市町村に指定に係る同意を求めることとする。

- (1) 当該事業所の利用を希望する佐久市被保険者(以下「利用希望者」という。)が、市内の同種の指定地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく不合理であるとき。
- (2) 利用希望者が当該事業所の所在する市町村に一時的に居所を置いている場合又は住民登録を異動することができない相当の理由があり、かつ、引き続き6月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれると認められる場合

2 前項第1号に規定する「利用することが不可能又は著しく不合理」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 市内に同種サービスが存在しない場合
- (2) 市内の同種サービスにおいて3月以上の期間にわたり定員の空きがない場合
- (3) 市内の指定地域密着型サービス事業所と比較し、利用を希望する市外の指定地域密着

型サービス事業所が自宅から近く、かつ、生活圏内にあると認められる場合。ただし、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型老人福祉施設入所者生活介護を除く。

(4) 虐待からの避難による場合

(5) その他前各号と同程度の困難性があると認められる場合

3 第1項による佐久市被保険者の申請は、当該事業所が所在する市町村により定められた様式により行うこと。ただし、当該事業所が所在する市町村により定められた様式がない場合は、第3条1項に規定する依頼書により行うことができる。

(転入者等に関する受付等の取扱い)

第7条 指定地域密着型サービス事業者は、利用の申込みがあった場合、次に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 申込者等からの聞き取りにより居住及び転入の実態について確認すること。

(2) 第2条第1号から第6号までに規定する指定地域密着型サービス事業者においては、申込者が佐久市に転入後又は佐久市を保険者とする介護保険の被保険者（以下「佐久市被保険者」という。）となつて3月を経過しない者である場合は、特別な事情があると認める場合を除き、サービスの利用ができないこと及び他の居宅サービス等が利用できることを説明すること。

(3) 第2条第7号から第9号までに規定する指定地域密着型サービス事業者においては、申込者が佐久市に転入後又は佐久市被保険者となつて6月を経過しない者である場合は、特別な事情があると認める場合を除き、サービスが利用できないこと及び他の居宅サービス、介護保険施設等が利用できることを説明すること。

(4) 第2号及び前号の場合において、佐久市に転入後の期間経過後に空きがあった場合等利用可能な状況になったときは、指定地域密着型サービス事業者は、申込者等に連絡をすること。

2 前項第2号及び第3号に規定する特別な事情とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 市内の同種サービスにおいて定員の空きがない場合

(2) 市内に居住する家族・親戚等又は後見人による支援を受けるため、佐久市に転入した場合

(3) 身体状況等の変化により、介護サービスの利用が必要となった場合

(4) 虐待からの避難による場合

(5) 同一の生活圏内と認められる範囲での転居により市内に転入した場合。ただし、前項第3号には適用しない

(6) その他前各号と同程度の困難性があると認められる場合

3 申込者等が、前項に規定する特別な理由に該当する場合、当該事業所と契約を締結する前に、転入（保険者変更）後の地域密着型サービス利用に関する理由書（様式第4号。以下

「理由書」という。)の提出を受けるものとする。

4 前項に規定する理由書の提出を受けた場合の取り扱いは次の各号によるものとする

- (1) 前項第1号から第4号に該当する場合には、理由書を契約書とともに事業所にて保管すること
- (2) 前項第6号に該当する場合には、佐久市の確認を受けた後、関係書類と共に事業所にて保管すること

(例外措置)

第8条 地域密着型サービスの利用が早急に必要と認められる場合においては、前条までの規定によらず個別に判断をおこなう。

2 地域密着型サービスのみなし指定の更新に係る申請については、第3条から第5条の規定による手続きを省略することができる。

附則

この要領は令和4年4月1日より施行する。